

守山商工会議所の主催事業・イベント・会合等への対応について

2021年11月1日

守山商工会議所

滋賀県が独自に定める「コロナとのつきあい方滋賀プラン」における4段階の警戒レベルが、最も低い「滋賀らしい生活三方よしステージ(ステージ1)」に引き下げられたことから、当所主催事業等について、**11月1日から**下記のとおり対応するものとします。

記

1. 当所主催の会議等について

(1) 議員総会・常議員会・各委員会等

- ①原則開催します。今後の感染拡大状況によっては、リモート、書面等で開催します。
- ②説明、報告事項等については、簡潔な説明に努め、時間短縮を行います。

(2) 上記以外の会議、セミナー、講演会、イベント等

上記「開催基準」をクリアできる会議・セミナー・講演会等については、以下の人数規模により、開催するものとします。

【屋内・収容定員有り・マスク取り外し無し】

収容定員内

【屋内・収容定員有り・マスク取り外し有り(注1)】

収容定員の1/2以内

(注1)イベント中に食事を伴う、あるいはマスクを外して発声・歌唱・楽器演奏を行う場合等です。

【屋外(または屋内の収容定員無し)】 十分な人と人との間隔(1m以上)が担保できる人数

※人数による上限は設けませんが、**1,000人超の場合は事前に滋賀県へ相談が必要です。**

ただし、上記規模のイベント・集会であっても、次の事項に留意の上、開催するものとします。

- ①手洗い、マスクの着用など感染防止対策を講じること。
- ②少しでも症状がある場合は、イベント・集会に参加させないこと。
- ③3密(密閉・密集・密接)を回避すること。
- ④マスクを外す場合は、会話をしないこと。

マスクをしていても、合唱、コーラス等のイベントは、収容定員の1/2以内とすること。

(3) 懇親会・交流会(飲食を伴うもの)

飲食を伴う懇親会・交流会は、守山市・守山商工会議所が推進する「3密を避けた市内飲食店利用推進事業」の感染防止ガイドを基準に開催します。

【参考】

※感染防止ガイドの一例

- ・会場の入り口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、換気を行う。
- ・人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける。または、人と人との間隔を十分確保する。

(4)会議室の貸し出しについて

感染対策を実施したうえで、収容人数は以下のとおりとします。

- ・収容定員内（マスク取り外し無し）
- ・収容定員の1/2以内（マスク取り外し有り）

- 2 「3密を避けた市内飲食店利用促進事業」（登録飲食店における飲食）について
県の「Go To Eat 事業」の再開にあわせて10/30(土)から再開しました。